①	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を設立し、被災した事業者を支援しています。

施策の概要	予算措置
○「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の設立 ≪概要≫ 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとしている事業者に対して、債権の買取り、出資、専門家の派遣等を通じてその再生を支援しています。	平成23年度 200億円(予備費) 5，000億円 (4次補正(政府保証枠)) 平成24年度 5，000億円(政府保証枠)

施策の活用状況 (岩手県・宮城県・福島県)	施策の活用状況 (その他の地域)
○平成24年3月5日に業務開始 ○3県の全市町村を対象地域として指定 ○被災事業者・金融機関からの相談を随時受付	○平成24年3月5日に業務開始 ○対象地域として、 ・被害が甚大な地域⇒北海道・青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部市町村を対象地域として指定 ・原発事故による農林水産物の出荷制限に係る地域⇒茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・静岡県の一部市町村を対象地域として指定 ○被災事業者・金融機関からの相談を随時受付

問い合わせ先
○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構　仙台本店　TEL 022-393-8550 東京本部　TEL 03-6268-0180